平成10年3月27日水道事業管理規程第1号

改正

平成13年3月13日水管規程第1号 平成14年12月24日水管規程第7号 平成17年4月1日水道事業告示第2号 平成22年11月29日水道事業告示第1号 平成23年12月8日水管規程第3号 平成24年4月1日水管規程第6号 平成28年3月9日水管規程第1号

行橋市水道事業給水条例施行規程

(目的)

第1条 この規程は、行橋市水道事業給水条例(平成10年行橋市条例第2号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(給水装置の構成及び付属用具)

- 第2条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。
- 2 給水装置には、量水器ます(メーターボックス) その他付属用具を備えなければならない。 (給水装置新設等の申込)
- 第3条 条例第5条第1項に規定する給水装置の新設、増設、改造、修繕(水道法(昭和32年 法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の 軽微な変更を除く。)又は撤去の申込みは、給水装置工事申込書(様式第1号)の提出をも って行う。

(利害関係人の同意書の提出)

- 第4条 条例第5条第2項の規定により市長が申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号の一に該当する場合とし、その提出者は、それぞれ当該各号に定める者とする。
  - (1) 他人の給水装置から分岐しようとするときは、給水装置所有者の給水管所有者分岐同意書(様式第1号)(給水装置工事申込書)
  - (2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようと

するときは、土地又は家屋所有者の土地家屋使用承諾書(様式第1号)(給水装置工事申込書)

(3) 前2号の規定による書類を提出できないときは、給水装置工事申込者の誓約書(様式 第2号)

(給水装置使用材料)

- 第5条 市長は、条例第7条第2項に規定する設計審査又は工事検査において、市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第4条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。
- 2 市長は、前項の規定により市長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

(給水管及び給水用具の指定)

- 第6条 条例第8条の規定に基づく構造及び材料の指定は、次の基準により行う。この場合に おいて、市長は、指定した内容について一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 配水管への取水口位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。
  - (2) 配水管への取水口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、 著しく過大でないこと。
  - (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
  - (4) 水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
  - (5) 凍結、破損、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
  - (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
  - (7) 水槽、プール、流し、その他水を入れ、若しくは受ける器具又は施設等に給水する給 水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 条例第8条の規定により市長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
  - (1) 工業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1

項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの 主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付された もの。

- (2) 製品が政令第4条に適合することを認証する機関がその品質を認証したもの。
- (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第4条に定める構造・材質 基準への適合性を証明したもの。
- 3 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により市長がやむを得ないと認めた場合 は、前項各号の規定により市長が指定した材料以外の材料を使用することができる。
- 4 市長は、指定した材料について、地質その他の理由により市長がやむを得ないと認めたときは、当該材料の使用を制限することができる。
- 5 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所及び高層建築物、工場、事業 所等の構造物、建築物並びに構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所、その他必要があ ると認めた箇所には、受水タンクを設置しなければならない。

(給水管の口径)

第7条 給水管の口径は、その使途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

(給水管の設置)

- 第8条 給水管は、次の各号に定める区分に応じて当該各号に定める深さに埋設しなければならない。
  - (1) 公道内の車道及び歩道部分 道路管理者の指定する深さ
  - (2) 私道内 70センチメートル以上の深さ
  - (3) 宅地内 30センチメートル以上の深さ
- 2 給水管は、1区画の土地に対して1本のみ設置できるものとする。ただし、2区画以上の 土地であっても1建築物であれば、同様とする。
- 3 給水管には、必ず第一止水栓(管理区分を定めるために設置する止水栓であって、公道部 又は他の給水装置の分岐部分から最も近い位置にある止水栓をいう。以下同じ。)を設置し なければならない。

(給水管材料の特例)

**第9条** 第一止水栓までの部分の給水管については市長の定めるところとし、次の各号に定めるところにより、当該各号に定める材料を使用しなければならない。

- (1) 口径が50ミリメートル以下の給水管 耐衝撃硬質塩化ビニール管若しくはポリエチレン管又は市長の定める材料
- (2) 口径が75ミリメートル以上の給水管 ダクタイル鋳鉄管又は市長の定める材料
- 2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の事由により、市長がやむを得ないと認めた場合は、前項各号に定める材料以外の材料を使用することができる。

(工事費の分納の申請)

- 第10条 条例第11条の規定により工事費の分納を申請する者は、分納申請書(様式第3号)を 提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、指定期限内に工事費を納入しないと きは、市長はその給水装置を撤去することができる。
- 2 前項の規定により、市長が給水装置を撤去した後なお損害があるときは、工事申込者は市 長にその損害を賠償しなければならない。

(給水契約の申込)

第11条 条例第15条に規定する給水の申込みは、水道使用届(様式第4号)の提出をもって行う。

(代理人の選定届等)

- 第12条 条例第16条の規定による給水装置の所有者の代理人の選定又は変更の届出は、代理人 選考(変更)届(様式第5号)により行う。
- 2 前項の規定は、条例第17条に規定する場合について準用する。

(メーターの設置位置等)

- 第13条 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。
  - (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
  - (2) 原則として私有地と公道の境界より1メートル以内の位置
  - (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
  - (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
  - (5) 水平に設けることができる場所

(メーターの設置基準)

- 第14条 条例第18条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、市長が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。
- 2 同一使用者が、同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上

の建物を1建築物とみなす。

(受水タンク以下の装置)

- 第15条 条例第18条第2項の使用水量を計量するため特に必要があるときとは、次の各号の一 に該当するときとする。
  - (1) 受水タンク以下の装置が2戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。
  - (2) 受水タンク以下の装置が住居の用に供される部分(以下「住宅部分」という。) 非住宅部分とに区別され、各部分の水道使用者が異なるとき。
- 2 受水タンク以下の装置にメーターを設置する基準は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 前項第1号に該当し、散水栓等で各戸又は各部分が共用する部分(以下「共用部分」 という。)を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置 することができる。
  - (2) 前項第2号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる 装置におけるメーターの設置については、次に掲げるところによるものとする。
    - ア 住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。ただし、住宅部分が2戸以上で各戸の水道使用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる装置について、各戸ごとにメーターを設置することができる。
    - イ 非住宅部分について市長が計量上必要があると認めたときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。
- 3 前項各号の共用部分について市長が特に必要と認めたときは、当該共用部分にメーターを 設置することができる。
- 4 メーターを設置する受水タンク以下の装置は、次の各号に適合するものでなければならない。
  - (1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。
  - (2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。
  - (3) メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。
- 5 受水タンク以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、市長がメーターの 設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければな らない。
- 6 メーターは、あらかじめ市長に届け出て指定給水装置工事事業者が工事を施行した受水タ

ンク以下の装置でなければ設置しない。

7 受水タンク以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用者又は所有者が負うものとする。

(危険防止の措置)

- **第16条** 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。
- 2 水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- 3 給水管は、市の水道以外の水道管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用 を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。
- 4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- 5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに止水栓を設けなければならない。
- 6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。
- 7 直圧給水方式は、原則として地上3階以上では利用できないものとする。

(給水管防護の措置)

- 第17条 開渠を横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない 理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。
- 2 電解腐食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講 じなければならない。
- 3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、隠ぺいにかかわらず、防寒装置を施さなければならない。
- 4 酸・アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給 水管を配管するときは、腐食防止の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(メーターの損害弁償)

- 第18条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失又はき損したときは、メーター亡失(き損)届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、条例第19条第3項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

(管理区分)

第19条 第一止水栓から宅地側の給水装置は、原則として申込者の責任において維持管理しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出の様式)

- 第20条 条例第20条各号の規定による届出は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 給水装置の使用を再開し、廃止し、又は中止しようとするときは、水道使用届(様式 第4号)の提出をもって行う。
  - (2) メーターの口径又は用途を変更しようとするときは、給水装置口径 (用途)変更届 (様式第7号) の提出をもって行う。
  - (3) 消火演習に消火栓を使用するときは、消火栓演習使用届(様式第8号)の提出をもって行う。
  - (4) 給水装置所有者に変更があったときは、給水装置所有者変更届(様式第9号)の提出をもって行う。
  - (5) 消火栓を公共の消防用に使用したときは、消防用水使用届(様式第10号)の提出をもって行う。

(給水装置及び水質検査の請求)

第21条 条例第23条第1項の規定による検査請求は、給水装置・水質検査請求書(様式第11号) の提出をもって行う。

(料金等の納入期限)

第22条 条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、料金にあっては原則として納入通知書(様式第12号)を発したその月の末日、その他の納入金にあっては、別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

(過誤納による精算)

第23条 水道料金(以下「料金」という。)を徴収後その料金の算定に過誤があったときは、 翌月以降の料金において精算することができる。

(料金算定の基準)

- 第24条 条例第28条第1項の規定による月の中途とは、当該月の初日から14日以内とする。 (料金等の軽減又は免除)
- 第25条 条例第33条の規定により、軽減、免除、分納又は延納できる場合は、次の各号の一に 該当するもののうち市長が認めたものに対して行う。
  - (1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金

- (2) 不可抗力による漏水に起因する料金
- (3) その他市長が特別の理由があると認めたもの
- 2 前項の規定により料金等の軽減、免除、分納又は延納の申請は、水道事業納付金減免等申 請書(様式第13号)の提出をもって行う。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査の上処分を決定し、その結果 を当該申請書に対し通知するものとする。

(停水処分の方法)

第26条 条例第37条に規定する給水の停止は、給水栓の封印若しくは止水栓、制水弁の閉鎖、 メーターの撤去又は配水管との連絡を切断することによって行う。

(様式)

第27条 この規程の施行に関し必要な様式は、別記のとおりとする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第28条 条例第42条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、行橋市小規模貯水槽水道の衛生管理指導要綱に定める管理基準に基づいた管理及び管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

(委任)

第29条 この規程の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

**附** 則(平成13年3月13日水管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の行橋市水道事業給水条例施行規程の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則(平成14年12月24日水管規程第7号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日水道事業告示第2号)

この告示は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(平成22年11月29日水道事業告示第1号)

この水道事業告示は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月8日水管規程第3号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附** 則(平成24年4月1日水管規程第6号) この規程は、平成24年4月1日から施行する。 **附** 則(平成28年3月9日水管規程第1号) この規程は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条、第4条関係)

受付額		第		号	部	長	課	長	技術管理者	- 6	系 長	1	係	いしT. かて事	平成
工事費市	事負	担金		円	]									よを	年月
費市	納有	1 金		円										ろ許 し可	H
				, ,			新	設・改	ひ 浩			-			
l				給	水绩	支置	_	繕・技		.事	申込	書			
	· Loc	-4-	ET 10	ın.			13	Max . 1	IX ZX	平成	年 年		月	日	
17	「間	市	長 男	反					43						
							申辽	人者	住 所						
							給水	装置	氏 名						₿
							所有	了者 )	TEL	(	)		_		
下記	記所	在地に	給水	装置	工事を	申込み	ます。	,		I	自平	乙成	年	月	B
									言に無償譲渡						
		止水栓↓ 責任をい				大器・ボ	ックス?	雪む) は	私(申込者)	期	至平	戏戏	年	月	Ħ
						土地の	所有者	など、利	害関係人の	しゅん	五 平成		年	月	В
					出があ	ったとき	は、私	(申込書	f) が責任を	年月	B		4-	Л	
		決いた	T							納納年 月	祭 平成	4	年	月	Ħ
給水	装置	所在地	行相	市						手数	料		tu-		
フ	y ;	1 ナ								年 月	音 平成		年	Я	Ħ
<b>俳 月</b>	日老	氏名							0		. 0.0 .00. 17				
	7 -13		Щ,							1007	· 器番号				
戸数				栓数			人員				. 88 m 67				
	T	40	m	33.1	44-00	When do	J.C			量水器口径 <b></b>					
用迫	E	一般	用・エ	采用	<ul><li>共用・</li></ul>	開料				検	満 年 月	平	成	年	Ħ
土地使用					に埋設す				troops a standard	最	水 器				
用用	7,020	, ASRG	新ご関し	へ 粉		たときに	当事而	u).(6)	解決します。	31	渡日	平成	年	月	日
承諾書	±	地所有	者	氏名					(1)	検	針 票	平成	年	月	日
_	40 A	拡展を	私布の		内に設置	トナスニ	レル派	数1. 生心		作	成日			月分よ	b
家屋使用									。 解決します。	受水	idi	m <sup>3</sup>	高置水	- iulti	m <sup>3</sup>
承諾	黎	屋所有	者	住所						201	1111		Indiano.	vin	
書				氏名					(1)		B者番号				
(有 有 を	46/1				すること				解決します。	1	1 11		Ш	<u>. H. I</u>	Ш
(有・無)		水装		住所		,,,,,,		10 5	mic o a 7 s						
一		有		氏名					(1)	備	考				
- 8	合水装	置の申	込等.	行橋	市水道等	事業給オ	条例に	定める	事項を処理						
		の代理				- 310111171	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,								
									復旧後少な						
					復旧すぐ 無償でー				T.事事業者 -。						
		水装置													
		事業者													
		11.													
		代更	王人						ඬ						
		給水装	置工事	F					0		路占用申記		- 無)		
		主任技	支術者	ŕ					(1)	([1])	道・県道・	• 市通)			

様式第2 <del>号</del>	(第4条関係)	誓	約	書			
					年	月	日
行橋市長	様						
		由江孝	(給水装置所	(右孝)			
			所	[有4])			
		氏	名				Ø
給水装	置の所在地	行橋市					
	スは給水装置を 本承諾に関し、					<b>し、</b> 1	行橋市
なお、オ						- 、 彳	行橋市

土地所有者

住 所

氏 名

**(II)** 

様式第3号(第10条関係)

### 分 納 申 請 書

年 月 日

行橋市長 様

申請者 住 所

氏 名 即

行橋市水道事業給水条例施行規程第10条の規定により、工事費の分納をいたしたく下 記のとおり申請します。

記

- 1 給水装置の設置場所
- 2 全体工事費
- 3 分納申請額(分納計画)
- 4 申請理由

様式第4号(第11条、第20条関係)

	水道使用届 (新規開栓・再開栓・変更)
	年 月 日
	届出人 住 所
	氏 名 📵
	電話番号 ( ) 一
	用を下記のとおり申し出ます。
(フリガナ)	
氏 名	
住 所	行橋市
アパート名等	
電話番号	( ) –
使用年月日	年 月 日
用途区分	一般用 ・ 共用 ・ 工業用 ・ 臨時 上水のみ ・ 上下水
納付方法	納付書 ・ 口座振替 ( ) ・ その他 ( )
※使用場所と送付	付先住所が異なる場合、下記の欄に住所と宛名をご記入下さい。
	〒 - (納付書・検針お知らせハガキ)
送付先住所	
(フリガナ)	
氏 名	
確認者入力	力者 受付者
the ten in 12 2 2	
	備
	考

様式第5号(第12条関係)

代理人選考(変更)届

年 月 日

行橋市長 様

給永裝置所有者

住 所

氏 名 即

次のとおり代理人を選考(変更)したので、届け出ます。

記

- 1 給水装置の設置場所
- 2 代理人 住所、氏名(印) 様式第6号(第18条関係)

# メーター亡失(き損)届

年 月 日

行橋市長 様

給水裝置所有者 (給水裝置使用者、給水裝置管理人)

住 所

氏 名 即

下記理由により保管使用中のメーターを亡失(き損)したので、届け出ます。なお、損料等については、直ちに弁償いたします。

記

- 1 給水装置の設置場所
- 2 理由

※メーターの種別 口径 mm

番号

取り付け 年 月 日

有効年限 年 月 日

様式第7号(第20条関係)

# 給水装置口径(用途)変更届

年 月 日

行橋市長 様

給水装置使用者

住 所

氏 名

1

次のとおり給水装置の口径(用途)を変更したいので届出ます。

給水装置の場所			
給水装置の番号			
口径別	新	13 • 20 • 25 • 30 • 40 • 50 • 75 • 100 • 150 (	)
(ミリメートル)	田	13 • 20 • 25 • 30 • 40 • 50 • 75 • 100 • 150 (	)
用途別	新	一般用・湯屋用・工業用・共用( 戸)	
用逐列	旧	一般用・湯屋用・工業用・共用( 戸)	
変更年月日		年 月 日	

様式第8号(第20条関係)

# 消火栓演習使用届

年 月 日

行橋市長 様

消火栓使用者

住 所

氏 名

1

次のとおり私設消火栓を演習に使用したいので届出ます。

消火栓の設置場所									
消火栓の種別	地上式	地上式・地下式							
演習使用日時		年	月	目	時	分から	時	分まで	

処理欄	水量:	m <sup>3</sup>		
-----	-----	----------------	--	--

様式第9号(第20条関係)

# 給水装置所有者変更届

年 月 日

行橋市長 様

給水装置所有者

住 旂

氏 名

1

下記のとおり給水装置の所有者を変更したので届出ます。

給水装置の設置場所				
給水裝置旧 所有者氏名				€
給水裝置新 所有者氏名				
変更年月日	年	月	目	

様式第10号(第20条関係)

# 消防用水使用届

年 月 日

行橋市長 様

行橋市消防署長

1

消防用として下記のとおり水道を使用したので届出ます。

記

火災	日時										
発生	場所										
	使 用 し た 消 火 栓										
場所	栓数			時	水	重	摘要				
		自	時	分	分間		m <sup>s</sup>				
		至	時	分	// IPJ		111				
		自	時	分	分間		$ m m^3$				
		至	時	分	// IPJ		111				
		自	時	分	分間		$ m m^3$				
		至	時	分	// IPJ		111				
Ē	†		時間		分		m³				

様式第11号 (第21条関係)

# 給水装置・水質検査請求書

年 月 日

行橋市長 様

請求者

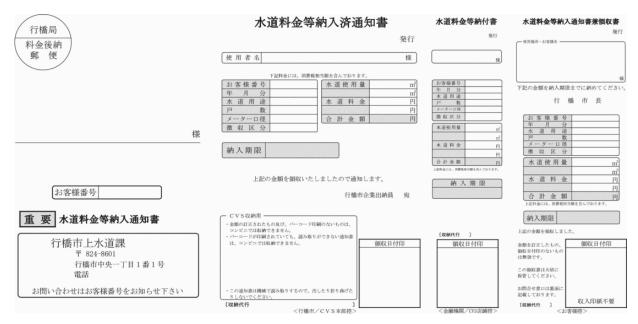
住 所

氏 名 即

次の理由により(給水装置・水質)の検査を請求します。

記

- 1 給水装置の設置場所
- 2 検査請求の理由(なるべく詳細に記入してください) 様式第12号(第22条関係)



様式第13号 (第25条関係)

		水道事業納	付金減免	等申	請書						
					年	. )	月 日				
行橋市長	殿										
			申請者 住所								
			氏名				(FI)				
			電話		_	_					
行橋市水 又は手数料	《道事業給水条 ↓等の減免を下する。	例第33条及び 記のとおり申請	行橋市下水 します。	道条	例第43条の規定	定により	)、料金				
	給水装	置設置場所			お客様都	6号					
行橋市					_						
期別	使用水量	水道料金	下水道使用	用料	減免前の合計額	備	考				
月分	m³	円		円	円						
月分	m³	円		円	円						
月分	m³	円		円	円						
月分	m³	円		円	円						
合	計 額				円						
※減免を	受けようとす	る理由									
給水装置漏水修繕報告書											
漏水修繕施工業者名											
	年 月	日に給水装置	置を修繕し:	ました	こので、報告いた	します	0				
※添付書	類										